

## 旭川健幸アプリ構築委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川健幸アプリ構築委託業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

本市は、全国、全道を上回る高齢化の進行や、要介護（要支援）認定者の増加等から、疾病の発症や重症化予防を一層推進する必要がある。また、男女とも身体活動量が低下していることや、市の健康づくりに関する取組について知られていないことが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、市民一人一人のヘルスケアへの興味・関心の向上につながる情報発信を強化し、健康増進活動の促進を図るため、新たにスマートフォン用アプリ（以下「アプリ」という。）を構築し、デジタル技術を活用した健康づくりの取組を推進する

### 第2 業務概要

#### (1) 業務

旭川健幸アプリ構築委託業務

#### (2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日（令和5年9月1日頃を予定）から令和6年3月31日まで

#### (4) 予算概要等

この業務に係る予算は8,360,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

### 第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目第二庁舎3階

旭川市保健所健康推進課健康推進係

電話 0166-25-6315

FAX 0166-26-7733

e-mail kenkousuisin@city.asahikawa.lg.jp

### 第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格における入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社

更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 過去に、官公庁(国家機関、地方自治体及び独立行政法人)において実施された、本業と同種又はアプリ開発等業務を受託した実績を有すること。

ただし、上記(1)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。

ア 法人にあっては登記事項証明書(現在又は履歴事項全部証明書)※3か月以内のもの

イ 個人にあっては身分証明書 ※3か月以内のもの

ウ 法人にあっては財務諸表(貸借対照表、損益計算書)※直近1事業年度分

エ 納税証明書(本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税(国税))※3か月以内のもの

## 第5 参加表明手続

### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)及び参加表明書において必要に応じて求められる添付資料

イ 誓約書(様式2)

ウ 会社概要書(様式3)

(2) 提出期限 令和5年6月21日(水)午後5時15分必着

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参、郵送又は電子メールによること。(電子メールによる場合には、事前に電話連絡すること。)

#### (5) 提出書類作成時の留意事項

ア 提出された参加表明書等の修正又は変更は認めない。ただし、審査会(第9の1に規定する審査会をいう。)が修正を認めた場合は、この限りでない。

イ 参加表明書の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の追加提出を求めることがある。

### 2 参加資格の確認等

#### (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年6月23日(金)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者には、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者には、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和5年6月27日（火）午後5時15分まで
  - イ 提出場所 第3に同じ
  - ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによること。（電子メールによる場合には、事前に電話連絡すること。）
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年6月29日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

委託仕様書の内容を理解した上で、以下の各事項に対する具体的な内容を記載すること。

- (1) アプリ等機能要件一覧対応表（様式4）
- (2) スマートフォン用アプリの機能に関すること  
仕様の各要件に対応するアプリの画面の画像等を表示する等により、アプリの視認性や操作性が分かるよう工夫すること。
- (3) アプリ継続使用の工夫
- (4) アプリの管理機能に関すること
  - ア アプリの管理機能の仕組み
  - イ 必要なデータの抽出・表示・ダウンロード方法など
- (5) システムの保守・運用及びセキュリティ対策等に関すること
- (6) 実施体制  
事業実施に従事する者を雇用する際に想定している職種や配置人数、業務分担等を記載すること。
- (7) スケジュール  
全体のスケジュール及びその進行管理方法を詳細に記載すること。なお、全体スケジュールについては、図表等を添付しわかりやすく示すこと。
- (8) 必要経費について  
本業務の構築に当たり必要な経費の費用積算内訳とアプリ運用開始後に必要な経費の費用積算内訳について示すこと。
- (9) アプリユーザー情報の登録及び管理方法  
トラブル等（スマートフォンの機種変更、紛失、同一人物の重複登録等）への対応も含む、ユーザー情報の登録及び管理システムの構築及び運用について具体的に説明すること
- (10) 本件と同種・類似業務の実績がある場合は具体的に記載すること
- (11) 参加者確保の取組  
受託者としての参加者を増やすための取組や工夫があれば記載すること
- (12) 追加提案
  - ア その他、ユーザー向けのアプリ機能の活用等について追加提案があれば記載すること

イ システムの管理、運用方法及びアプリで収集したデータの利活用について追加提案があれば記載すること

## 2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式5）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案の詳細
- (2) 事業費等参考見積り及び積算内訳
- (3) 事業実績に関する資料等
- (4) その他説明に必要な書類

## 3 記入上の注意事項

- (1) A4版、両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。ただし、図表等については、必要に応じてA3サイズで折り込みも可とする。
- (2) 企画提案書の提出期限後の訂正・追加・差替等は認めないものとする。
- (3) 「事業費等参考見積り及び積算内訳」について、本業務に係る構築費用（前述の予算額の範囲内とすること）と合わせて、次年度以降2年間における想定運用費用についてもそれぞれ提示すること。
- (4) 「事業実績に関する資料等」について、過去5年間における自治体向け導入実績の有無、内容及び価格を提示すること。そのほか、本業務に関連する実績があれば合わせて提示すること。

## 4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和5年7月6日（木）午後5時15分必着
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (4) 提出部数 7部

## 5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

## 第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
  - ア 提出書類 質疑応答書（様式6）
  - イ 提出期限 参加表明書に係る質問は令和5年6月12日（月）午後5時15分まで  
企画提案書に係る質問は令和5年7月3日（月）午後5時15分まで
  - ウ 提出場所 第3に同じ。
  - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表

する。

## 第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川健幸アプリ構築委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

#### (1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて5名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

#### (2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

### 3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者及び実施体制に関する項目
- (2) アプリ及びシステム管理に関する項目
- (3) 積算に関する項目
- (4) 価格に関する項目

### 4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。また、満点に対する評価点の割合が2分の1に満たない場合は、受託候補者とししない。

## 5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
  - ア 受託候補者
  - イ 評価点数
  - ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
  - エ 受託候補者とならなかつた者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
  - ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
  - イ 提出場所 第3に同じ
  - ウ 提出方法 持参又は電子メールによること。（電子メールによる場合には、事前に電話連絡すること。）
- (3) 市長は、(2)の説明を求められた日から7日以内に説明を求めた者に対し回答する。

## 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

## 第10 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、本市は一切の損害を負担しない。

### 2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

### 3 契約書作成の要否 要する。

### 4 支払条件 後払いとする。

## 第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

## 第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年6月21日（水）まで
参加資格要件確認結果通知 参加資格要件確認 結果通知	令和5年6月23日（金） 予定
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和5年7月6日（木）まで
ヒアリング等	令和5年7月中旬 予定
企画提案書審査結果の通知	令和5年7月下旬 予定
契約締結	令和5年9月1日 予定